

生物およびその生息・生育環境の持続に関する2つの原則

武庫川の河川環境の整備と保全にあたり、生物環境については、武庫川らしい生物の生息・生育空間を次世代に引き継いでいくことを目標としている。

治水事業を行うことによって、生物環境への影響が避けられない場合は多いが、「生物およびその生息・生育環境の持続に関する2つの原則」を定め、専門家の意見を聞きながら、環境と整合した治水事業に努めていく。

原則1：流域内で種の絶滅を招かない

武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息・生育しうることを目標とする。

ここでいう「種」とは、本来、武庫川水系に生息・生育する在来種を指す。

【着眼点】

①「個体」ではなく「種」に着目

種の絶滅を招かないという原則を設けることで、今いる生物が将来にわたり暮らせる川づくりを進める。

②武庫川水系内で対処

地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮する。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とする。

原則2：流域内に残る優れた「生物の生息・生育空間」の総量を維持する

武庫川において生物の生息・生育空間として優れていると判断された場所を、治水事業後も、その質と量の両面で確保することを目標とする。

【着眼点】

①優れた「生物の生息・生育空間」の抽出

武庫川診断図に提示された「優れた自然環境が残された地域」においては、この生息・生育空間の質と量の保全に努める。

②総量で評価

「優れた生物の生息・生育空間」を特定することで、数値(面積)によって評価基準を定量化し、客観的な判断をする。総量を維持することで、間接的にさまざまな「種」の絶滅リスクを軽減する。

③保全と再生による総合的な環境対策

治水対策と環境対策の両立を図るためには、空間的な棲み分けを強いられる場合がある。ある場所でやむなく生息・生育環境の質が低下した分を、別の場所で保全や再生することで、総量を維持する。